

一般社団法人 長野県医師会長 様

長野県健康福祉部長

## 医療及び介護の体制整備に係る協議の場について (依頼)

先般改正された、医療介護総合確保推進法に基づく、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(平成 26 年厚生労働省告示第 354 号)においては、医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場(以下、「協議の場」という。)を設置する旨が盛り込まれました。

協議の場の設置等については、別添のとおり、厚生労働省からの通知において、必要な事項が示されており、原則として、協議の場を二次医療圏(老人福祉圏域)ごとに設置し、長野県地域医療構想に定めた、2025 年における慢性期機能からの転換分を含めた介護施設・在宅医療等の追加的需要について、第 7 次保健医療計画における在宅医療の整備目標と第 7 期介護保険事業(支援)計画における介護サービスの種類ごとの見込み量の整合性を確保することが求められています。

つきましては、協議の場設置・運営指針について、別紙のとおり定め、別添(写し)のとおり保健福祉事務所長あて通知しましたので、協議の場の設置・運営にご理解・ご協力をお願いしますとともに、郡市医師会への周知を合せてお願いします。

なお、介護保険者である市町村・広域連合介護保険・高齢者福祉担当課長へは、別添(写し)のとおり通知しましたことを申し添えます。

医療推進課医療計画係 (課長)尾島信久 (担当)伊藤達哉 電話:026-235-71131 直通 F A X:026-223-7106 電子メール:iryō-keikaku@pref.nagano.lg.jp	介護支援課計画係 (課長)小山靖 (担当)社本雅人、花岡沙代 電話:026-235-7111 (直通) F A X:026-235-7394 電子メール:kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp
--	--

平成 29 年(2017 年)10 月 4 日

介護保険者である市町村・広域連合  
介護保険・高齢者福祉担当課長 様

長野県健康福祉部医療推進課長  
介護支援課長

医療及び介護の体制整備に係る協議の場について (通知)

先般改正された、医療介護総合確保推進法に基づく、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(平成 26 年厚生労働省告示第 354 号)においては、医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場(以下、「協議の場」という。)を設置する旨が盛り込まれました。

協議の場の設置等については、別添のとおり、厚生労働省からの通知において、必要な事項が示されており、原則として、協議の場を二次医療圏(老人福祉圏域)ごとに設置し、長野県地域医療構想に定めた、2025 年における慢性期機能からの転換分を含めた介護施設・在宅医療等の追加的需要について、第 7 次保健医療計画における在宅医療の整備目標と第 7 期介護保険事業(支援)計画における介護サービスの種類ごとの見込み量の整合性を確保することが求められています。

つきましては、協議の場設置・運営指針について、別紙のとおり定め、別添(写し)のとおり保健福祉事務所長あて通知しましたので、協議の場の設置・運営にご協力をお願いします。

なお、一般社団法人長野県医師会長へは、別添(写し)のとおり協力を依頼しました。

医療推進課医療計画係 (課長) 尾島信久 (担当) 伊藤達哉 電話 : 026-235-71131 直通) F A X : 026-223-7106 電子メール : iryo-keikaku@pref.nagano.lg.jp	介護支援課計画係 (課長) 小山靖 (担当) 社本雅人、花岡沙代 電話 : 026-235-7111 (直通) F A X : 026-235-7394 電子メール : kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp
---	--

## 医療及び介護の体制整備に係る協議の場設置・運営指針

### 1 目的

医療介護総合確保推進法に基づく、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成 26 年厚生労働省告示第 354 号）に基づき、第 7 次保健医療計画における在宅医療の整備目標（以下、「整備目標」という。）と、第 7 期市町村介護保険事業計画及び長野県高齢者プラン（第 7 期介護保険事業支援計画）における介護サービスの種類ごとの見込み量（以下、「見込み量」という。）の整合性を確保するため、医療及び介護の体制整備に係る協議の場（以下、「協議の場」という。）を設置する。

### 2 調整を行う区域

二次医療圏単位（老人福祉圏域単位）を原則とする。

### 3 協議事項

#### (1) 保健医療計画と介護保険事業（支援）計画で対応すべき需要について

2025 年における慢性期機能からの転換分を含めた介護施設・在宅医療等の追加的需要（※）（以下、「追加的需要」という。）について、外来医療・在宅医療・介護サービス（施設サービス、居宅サービス）のいずれで対応するか調整を行う。

（※）長野県地域医療構想に定めた、在宅医療等の必要量のうち、将来においては、適切な受け皿整備を前提に、病床以外の介護施設・在宅医療等で対応するとしたもの。

#### (2) 県と介護保険者の役割分担について

（1）により調整した追加的需要への対応について、整備目標や見込み量への具体的な反映方法の調整を行う。

#### (3) 目標の達成状況の評価について

次期計画（第 7 次保健医療計画の中間見直しと、第 8 期介護保険事業（支援）計画）の策定の際、両計画の目標・見込み量の達成状況を共有する。

### 4 設置形態

(1) 地域医療構想調整会議などの既存の会議体を活用するなどの柔軟な運用を可能とする。

(2) 原則として、県保健福祉事務所、介護保険者である市町村・広域連合の医療・介護担当部署、郡市医師会で組織する。

### 5 事前協議

協議の場の開催に先立ち、県保健福祉事務所、介護保険者である市町村・広域連合の医療・介護担当部署間において、調整事項に関する協議を行う。

### 6 設置期間

平成 29 年 10 月以降とし、常設とする。

### 7 協議の場の設置・運営に係る保健福祉事務所の主な事務

(1) 協議の場の設置要綱の策定

(2) 郡市医師会・介護保険者等関係団体との調整

- (3) 事前協議及び協議の場の運営（司会・進行及び主に次の内容についての説明）
  - ア 地域医療構想、介護医療院、追加的需要の考え方・推計方法等についての説明
  - イ 追加的需要について、外来医療・在宅医療・介護サービスのいずれで対応するかの方案の説明
  - ウ 保健医療計画及び介護保険事業支援計画における整備目標・見込み量の達成状況についての情報提供
- (4) 協議の場の開催後における介護支援課への調整結果の報告

## 8 その他

- (1) 保健福祉事務所は、医療推進課及び介護支援課に対し、協議の場における調整及び事前調整を行うために必要な情報提供を求めることができる。
- (2) 保健福祉事務所は、郡市医師会からの参集者の協議の場への出席に必要な報償費・旅費について、協議の上、医療推進課に再配当を求めることができる。
- (3) その他、運用上の疑義が生じた場合は、医療推進課又は介護支援課と協議するものとする。

医療・介護の体制整備に係る協議の場に係るスケジュール

日程		内容	備考
平成28年 12月	26日	総合確保方針改定	地域医療介護総合確保方針の改正 (協議の場の設置)
平成29年 3月	17日	国事務連絡	「医療・介護の体制整備に係る協議の場について」
8月	10日	国事務連絡	「在宅医療の整備目標・サービス見込量の整合性の確保について」等
	31日	病院等へ転換意向調査開始	介護療養型医療施設、医療療養型医療施設から介護医療院等への転換意向の照会
9月	13日 ～26日	市町村へのヒアリング	転換意向を踏まえたサービス見込量等への反映の仕方等について説明
	29日	転換意向調査期限	10月上旬までに取りまとめ
10月	23日	保健福祉事務所担当者会議	協議の場の運営方法等
	下旬～	事前協議	追加的医療需要、サービス見込量、整備目標等
11月		協議の場(第1回目)	追加的医療需要、サービス見込量、整備目標等
11月 ～1月		協議の場(第2回目～)	必要に応じ開催
1月	下旬	第2回サービス見込量等とりまとめ	

क्र.सं.	विवरण	प्रमाण	दिनांक
1	...	...	...
2	...	...	...
3	...	...	...
4	...	...	...
5	...	...	...
6	...	...	...
7	...	...	...
8	...	...	...
9	...	...	...
10	...	...	...
11	...	...	...
12	...	...	...
13	...	...	...
14	...	...	...
15	...	...	...
16	...	...	...
17	...	...	...
18	...	...	...
19	...	...	...
20	...	...	...
21	...	...	...
22	...	...	...
23	...	...	...
24	...	...	...
25	...	...	...
26	...	...	...
27	...	...	...
28	...	...	...
29	...	...	...
30	...	...	...
31	...	...	...
32	...	...	...
33	...	...	...
34	...	...	...
35	...	...	...
36	...	...	...
37	...	...	...
38	...	...	...
39	...	...	...
40	...	...	...
41	...	...	...
42	...	...	...
43	...	...	...
44	...	...	...
45	...	...	...
46	...	...	...
47	...	...	...
48	...	...	...
49	...	...	...
50	...	...	...

29 医第 331 号

29 介第 295 号

平成 29 年(2017 年) 8 月 31 日

医療療養病床・介護療養病床を有する病院の長 様  
介護療養病床を有する診療所の長 様

長野県健康福祉部長  
(公印省略)

医療療養病床を有する医療機関及び指定介護療養型医療施設における介護  
保険施設等への転換の意向調査について(照会)

日ごろから、本県の健康福祉行政に多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

平成 29 年度は、第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業(支援)計画が同時に策定される  
年であり、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並  
びに在宅医療・介護の充実を図る地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、こ  
れらの計画の整合性を確保することが重要とされています。

両計画の策定に当たり、医療保険適用の療養病床及び指定介護療養型医療施設における、  
介護保険施設等への転換の意向等を把握するため、別添のとおり平成 29 年 8 月 10 日付けで  
厚生労働省医政局地域医療計画課及び老健局介護保険計画課から事務連絡がありました。

つきましては、療養病床の転換に関しまして、下記により長野県健康福祉部介護支援課あ  
て回答をお願いします。

なお、平成 29 年 8 月 1 日付け 29 介第 251 号健康福祉部長通知により、第 7 期長野県高齢  
者プランの策定に向けた施設整備計画(要望)調査を別途依頼しておりますが、本調査は療  
養病床を有する全医療機関に対し転換意向等を調査し、両計画の策定の基礎資料とすること  
を目的としていますので、ご協力をお願いします。

#### 記

- 1 提出書類 別紙調査票  
※電子メールでの提出を希望される場合は、その旨下記介護支援課計画係  
の担当までご連絡ください。
- 2 提出期限 平成 29 年 9 月 29 日(金)
- 3 提出方法 ファクシミリもしくは電子メールによる提出

4 提出先

長野県健康福祉部介護支援課

ファクシミリ：026-235-7394

電子メール：kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

長野県健康福祉部医療推進課医療計画係

(課長) 尾島 信久

(担当) 宮下 豊、伊藤 達哉、木内 将嗣

電 話 026-235-7131

ファクシミリ 026-223-7106

電子メール iryo@pref.nagano.lg.jp

長野県健康福祉部介護支援課計画係

(課長) 小山 靖

(担当) 社本 雅人、花岡 沙代

電 話 026-235-7111

ファクシミリ 026-235-7394

電子メール kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp



## 介護施設等への転換意向調査の実施について

平成 29 年 8 月

介護支援課

### 1 概要

- 平成 30 年度からの、次期介護保険事業（支援）計画及び医療計画の策定に当たっては、両計画の整合性を確保するため、地域医療構想に記載した在宅医療等の推計値のうち、「在宅医療等の新たなサービス必要量」について、介護サービス又は在宅医療等のどちらで受け皿等の整備を行うか協議が必要とされている。
- 具体的には、8 月 10 日付け、厚生労働省の事務連絡において、療養病床を有する医療機関に対し、介護施設等への転換意向の調査を行った上で、老人福祉圏域（二次医療圏）ごとに協議を行うとされているため、今般、転換意向の調査を実施するもの。

### 2 調査対象

療養病床を有する県内の医療機関（有床診療所含む）

### 3 調査時期

平成 29 年 9 月中

### 4 調査項目

別添、調査票（案）のとおり

#### 【調査背景】

- 平成29年における介護保険法の改正(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号))により、慢性期の医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、「介護医療院」という新たなサービス類型が創設されることとなりました。(平成30年度～)
- 併せて、平成29年度末をもって廃止することとされていた指定介護療養型医療施設については、廃止の期限が6年間延長されました。

#### 【調査目的】

- 本調査は、都道府県の第7期介護保険事業(支援)計画や市町村の第7期介護保険事業計画、第7次医療計画を策定するに当たって、医療療養病床や介護療養型医療施設の転換等の意向を調査し、サービスの量の見込み等に反映させるために行うものであり、「介護医療院」の報酬体系や具体的な施設基準等も未定である中で、今回の回答の内容をもって、当該医療療養病床や介護療養型医療施設の今後の方向性について制約するものではありません。あくまで、現時点での検討状況としてご回答いただくものです。

#### 【「介護医療院」について】

- 「介護医療院」の具体的な基準・報酬等については、今後、社会保障審議会介護給付費分科会において審議を行うものであり、現時点では決定していませんが、ご参考として、厚生労働省の検討会(療養病床の在り方等に関する特別部会)において「介護医療院」に求められる機能等として以下のような内容が提案されています。
  - (1) 現行の介護療養病床が果たしている機能に着目しつつ、利用者の状態や地域の実情等に  
応じた柔軟な対応を可能とする観点から、以下の2つの機能分類とする。
    - ①介護療養病床相当(主な利用者像は、療養機能強化型AB相当)
    - ②老人保健施設相当以上(主な利用者像は、上記より比較的容態が安定した者)
  - (2) 1室当たり定員4人以下、かつ、入所者1人当たり8㎡以上とすること。ただし、多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りを設置するなど、プライバシーに配慮した療養環境を整備すること。

【回答用】  
こちらを提出してください

医療機関名		
種別 (どちらかに○)	病院	診療所

貴医療機関の病床種別に応じて、以下回答欄に記載をお願いします。

○療養病床の数等に関する質問

病床種別			病床数
一般病床			床
療養病床	医療療養病床	療養病棟入院基本料1 (20:1)	床
		療養病棟入院基本料2 (25:1)	床
		有床診療所療養病床入院基本料	床
	介護療養病床	床	
その他の病床			床

○転換等の有無、転換先、時期等に関する意向に関する質問(床数を入力)

	現在の療養病床に係る届出病床数	今後の見込み(現時点の考え)	平成30年度末	平成31年度末	平成32年度末	平成33~35年度末
療養病棟入院基本料(20:1)	床	療養病棟入院基本料(20:1)	床	床	床	床
		療養病棟入院基本料(25:1)	床	床	床	床
		回復期リハビリテーション病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料 ※病室を含む	床	床	床	床
		介護医療院	床	床	床	床
		介護老人保健施設	床	床	床	床
		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	床	床	床	床
		特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅を含む。)	床	床	床	床
		認知症グループホーム	床	床	床	床
		看護小規模多機能型居宅介護	床	床	床	床
		小規模多機能型居宅介護	床	床	床	床
		その他	床	床	床	床
		病床廃止(上記のいずれにも転換しない)	床	床	床	床
未定(※次の問もお答えください)	床	床	床	床		
療養病棟入院基本料(25:1)	床	療養病棟入院基本料(20:1)	床	床	床	床
		療養病棟入院基本料(25:1)	床	床	床	床
		回復期リハビリテーション病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料 ※病室を含む	床	床	床	床
		介護医療院	床	床	床	床
		介護老人保健施設	床	床	床	床
		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	床	床	床	床
		特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅を含む。)	床	床	床	床
		認知症グループホーム	床	床	床	床
		看護小規模多機能型居宅介護	床	床	床	床
		小規模多機能型居宅介護	床	床	床	床
		その他	床	床	床	床
		病床廃止(上記のいずれにも転換しない)	床	床	床	床
未定(※次の問もお答えください)	床	床	床	床		

【回答用】  
こちらを提出してください

医療機関名	
種別 (どちらかに○)	病院      診療所

有床診療所療養病床入院基本料	床	有床診療所療養病床入院基本料	床	床	床	床
		回復期リハビリテーション病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料 ※病室を含む	床	床	床	床
		介護療養型医療施設	床	床	床	床
		介護医療院	床	床	床	床
		介護老人保健施設	床	床	床	床
		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	床	床	床	床
		特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅を含む。)	床	床	床	床
		認知症グループホーム	床	床	床	床
		看護小規模多機能型居宅介護	床	床	床	床
		小規模多機能型居宅介護	床	床	床	床
		その他	床	床	床	床
		病床廃止(上記のいずれにも転換しない)	床	床	床	床
		未定(※次の問もお答えください)	床	床	床	床
	介護療養型医療施設	床	療養病棟入院基本料(20:1)	床	床	床
		療養病棟入院基本料(25:1)	床	床	床	床
		有床診療所療養病床入院基本料	床	床	床	床
		回復期リハビリテーション病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料 ※病室を含む	床	床	床	床
		介護医療院	床	床	床	床
		介護老人保健施設	床	床	床	床
		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	床	床	床	床
		特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅を含む。)	床	床	床	床
		認知症グループホーム	床	床	床	床
		看護小規模多機能型居宅介護	床	床	床	床
		小規模多機能型居宅介護	床	床	床	床
		その他	床	床	床	床
		病床廃止(上記のいずれにも転換しない)	床	床	床	床
		未定(※次の問もお答えください)	床	床	床	床

○上記で未定と回答した場合には以下でおおまかな意向を回答してください(01~04のいずれかに○)

	平成32年度末	平成35年度末
療養病棟入院基本料1(20:1)	01 医療保険の病床 02 介護保険施設(介護医療院を含む) 03 01と02を組み合わせる 04 病床を廃止する	01 医療保険の病床 02 介護保険施設(介護医療院を含む) 03 01と02を組み合わせる 04 病床を廃止する
療養病棟入院基本料1(25:1)	01 医療保険の病床 02 介護保険施設(介護医療院を含む) 03 01と02を組み合わせる 04 病床を廃止する	01 医療保険の病床 02 介護保険施設(介護医療院を含む) 03 01と02を組み合わせる 04 病床を廃止する
有床診療所療養病床入院基本料	01 医療保険の病床 02 介護保険施設(介護医療院を含む) 03 01と02を組み合わせる 04 病床を廃止する	01 医療保険の病床 02 介護保険施設(介護医療院を含む) 03 01と02を組み合わせる 04 病床を廃止する
介護療養型医療施設	01 医療保険の病床 02 介護保険施設(介護医療院を含む) 03 01と02を組み合わせる 04 病床を廃止する	01 医療保険の病床 02 介護保険施設(介護医療院を含む) 03 01と02を組み合わせる 04 病床を廃止する